

林業・木材産業経営の合理化や安定化のために制度資金をご活用ください

◆佐賀県で以下の林業制度資金を利用できます◆

---①林業・木材産業改善資金(設備資金)---

貸付限度額：1,500万円～1億円、償還期間：10年以内、利率：無利子

- (活用例)
- ・林業に参入する場合に、必要な機材等を揃えるための資金
 - ・高性能林業機械、木材乾燥施設等の導入
 - ・プレカット施設、木材チップ製造施設等の導入

---②木材産業等高度化推進資金(運転資金)---

貸付限度額：5,000万円～3億円(特認5億)、償還期間：1年以内、利率：0.9%～1.6%

- (活用例)
- ・造林に必要な資金(作業労賃、苗木代等)
 - ・素材生産に必要な資金(立木購入代金、作業道の開設・改良費用、作業委託費用等)
 - ・素材の引取りに必要な資金(購入代金、輸送費)
 - ・木材の加工に必要な資金(作業労賃、光熱費等)

※①、②どちらも(独)農林漁業信用基金が行う債務保証(100%保証)を利用できます。

◆対象者は、県知事の認定を受けた方です◆

貸付対象者は、佐賀県で林業や木材産業に携わる方等で、法律に基づき木材の生産・流通の合理化等に係る計画書を作成し、県の施策の方向に沿って育成を図るものとして知事の認定を受けた方です。

◆取扱金融機関は、以下のとおりです◆

- ①林業・木材産業改善資金：唐津信用金庫、佐賀信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫、農林中央金庫
- ②木材産業等高度化推進資金：佐賀銀行、佐賀信用金庫、農林中央金庫